

第八回国会 大蔵委員會議録 第五号

昭和二十五年七月二十一日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君  
理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君  
理事 田中織之進君

淺香 忠雄君 鹿野 彦吉君  
川野 芳瀨君 島村 一郎君  
田中 啓一君 若米地英俊君  
三宅 則義君 西村 直巳君  
宮崎 靖君 宮腰 喜助君  
高田 富之君 竹村奈良一君  
羽田野次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君  
大蔵事務官 平田敏一郎君  
(主税局長) 石田 正君  
大蔵事務官 吉田 晴二君  
(管財局長) 湯地謙爾郎君  
証券取引委員会 正示啓次郎君  
事務局長

大蔵事務官 岡田 修一君  
(国税庁総務部長) 阿部 達一君  
運輸事務官 辻 章男君  
(海運局長) 木下 文也君  
委員外の出席者 専門員 椎木 文也君

七月二十一日

委員中野武雄君及び佐久間徹君辭任につき、その補欠として三宅則義君及び島村一郎君が議長の指名で委員

に選任された。

七月二十日

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

喫煙用具に対する物品税軽減の請願(上林山栄吉君紹介)(第三九号)

酒税引下げに関する請願(池田正之輔君紹介)(第四〇号)

同(中野武雄君紹介)(第四一号)

同(小金義照君外二名紹介)(第四二号)

同(浅利三朗君外七名紹介)(第四三号)

同(小峯柳多君紹介)(第四四号)

同(植原悦二郎君外二名紹介)(第四五号)

同外一件(増田連也君外二名紹介)(第四六号)

同(松沢兼人君外一名紹介)(第四七号)

同(藤枝泉介君外一名紹介)(第四八号)

同(根本龍太郎君紹介)(第四九号)

同(飯塚定輔君紹介)(第五〇号)

同(広川弘禪君外十五名紹介)(第八四号)

同(多田勇君外八名紹介)(第八五号)

同(木下榮君外二名紹介)(第八六号)

同(中村幸八君外二名紹介)(第八七号)

同(細田英藏君外一名紹介)(第八八号)

同(山口六郎次君紹介)(第八九号)

同(古島義英君外一名紹介)(第九〇号)

同(福永健司君紹介)(第九一号)

同(東井三代次君外二名紹介)(第九二号)

同外一件(橋本龍伍君外五名紹介)(第九三号)

同(西脇勝太郎君紹介)(第九四号)

同外一件(島田末信君外二名紹介)(第九五号)

同(若木信行君外二名紹介)(第九六号)

同(福井勇君紹介)(第九七号)

同(奥村又十郎君紹介)(第九八号)

同(多武良三君紹介)(第九九号)

同(久野忠治君紹介)(第一〇〇号)

同(千賀康治君紹介)(第一〇一號)

同(大野伴陸君外二名紹介)(第一〇二號)

同(川野芳満君外五名紹介)(第一〇三號)

同(塩田賀四郎君外九名紹介)(第一〇四號)

同外三件(玉置實君外二名紹介)(第一〇五號)

同(高岡松吉君外一名紹介)(第一〇六號)

同(青木正君紹介)(第一〇七號)

同(地方税法案不成立に伴う預金部資金融資利子の国庫負担等に関する請願(神田博君紹介)(第七六号)

同(江崎真澄君紹介)(第七七号)

同(畜産課税の適正化に関する請願(大野伴陸君紹介)(第一二四号)

同(揮発油税軽減に関する請願(島山鶴吉君紹介)(第一二五号)

同(若木信行君紹介)(第一二六号)の審査を本委員会に付託された。

所得税申告納税の適正課税等に関する陳情書(佐賀市佐賀県議會議長田中虎登)(第二二号)

農村及び中小企業の融資対策に関する陳情書(佐賀市佐賀県議會議長田中虎登)(第二一号)

未復員者給与法の一部改正に関する陳情書(福島市福島県議會議長蓮沼龍輔)(第一九号)

名古屋財務局静岡支部及び静岡清水両税務署を關東地区に編入の陳情書(静岡市長増田茂外三名)(第二三三號)

英米はこ耕地増反に関する陳情書(福井市福井県知事小幡治利)(第二一八号)

陶磁器製品に対する物品税撤廃の陳情書(佐賀県有田町有田商工会議所会頭深川進)(第五六号)

商工会議所に対する物税、市民税及び土地家屋税免除の陳情書(鹿児島市築町五番地鹿児島商工会議所会頭勝田信)(第五七号)

特別未帰還者給与法の適用範囲拡張に関する陳情書(松江市島根県引揚同胞會援護対策審議会長兼子秀夫)(第五八号)

本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

○夏堀委員長 これより會議を開きます。

昨二十日本委員会に付託されました関税法の一部を改正する法律案を議題として、まず政府の説明を求めます。

関税法の一部を改正する法律案 関税法の一部を改正する法律案(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十九条及び第六十条を次のように改める。

第五十九条 税関官吏ハ輸出入貨物、船舶、航空機又ハ旅客ノ取締(犯則事件ノ調査ヲ含ム)ヲ行フニ當リ武器ヲ携帯スルコトヲ得

第六十条 税関官吏ハ前条ノ取締ヲ行フニ當リ特に自己若ハ他人ノ生命若ハ身体ノ保護又ハ公務執行ニ對スル抵抗ノ抑止ノ為ニ已ムヲ得ザル必要アリト認ムル相當ノ理由アル場合ニ於テハ其ノ事態ニ応ジ合理的ニ必要ナリト判断セラルル限度ニ於テ武器ヲ使用スルコトヲ得

第一百一条ノ三ヲ第百一条ノ四とし、以下第百一条ノ六までを一条ずつ繰り下げ第百一条ノ二の次に次の一条を加える。

第百一条ノ三 税関官吏ハ刑事訴訟法第二百十三条ノ規定ニ依リ逮捕状無クシテ現行犯人ヲ逮捕スルコトヲ得

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

第百一条ノ七を第百一条ノ九とし

同条の前に次の一条を加える。  
第百一条ノ八 税関長ハ私設ノ保税

地域其ノ他關稅法規ノ適用上特殊  
ノ取扱ヲ為ス場所ニ稅關官吏ヲ常  
時派出スルコトヲ得此ノ場合ニ於  
テハ當該稅關官吏ノ定員ハ行政機  
關職員定員法ノ定マル所ニ依リ同  
法第二條第一項ノ定員外ト為スコ  
トヲ得

附則

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 行政機關職員定員法（昭和二十  
四年法律第百二十六号）の一部を  
次のように改正する。

第二條第一項の表大蔵省の項中  
「本省一三、一七三人」を「本省一  
二、六九三人」に、「計一八六、〇  
八八人」を「計一八五、六〇八人」に  
改め、同表合計の項中「八七二、〇  
八一人」を「八七一、六〇一人」に改  
め、同條第二項中「前項」を「第一  
項」に改め、同項を同條第三項と  
し、以下一項ずつ繰り下げ、同條  
第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定める大蔵省の職員の内  
員の外、私設の保税地域その他關  
稅法規の適用上特殊の取扱をする  
場所に常時派出するため、税関に、  
予算の範囲内において、政令の定  
めるところにより、必要な職員を  
置くことができる。

3 行政機關職員定員法の一部を改  
正する法律（昭和二十五年法律第  
百四十号）の一部を次のように改  
正する。

附則第四項中「第二條第一項」を  
「第一條第三項」に改める。

○西川政府委員 たいま議題となり  
ました關稅法の一部を改正する法律案  
について、提出の理由を御説明申し上  
げます。  
今回改正しようとしたしますおもな  
点は、次の二点であります。

その第一点は、税関職員がその職務  
を行うにあたって、武器を携帯するこ  
とができる規定を設け、最近特に凶悪  
化しつつある密貿易の取締りの徹底を  
はかろうとするものであります。

その第二点は、私設の保税地域等に  
対する税関官吏の常時派出に関する従  
来の規定を整備するとともに、その定  
員については、派出職員の特質にかん  
がみて、これを定員外としたそうとす  
るものであります。

以上が本法律案を提出いたしました理  
由であります。何とぞ御審議の上、  
すみやかに御賛成あらんことを願ひ  
申し上げます。

○夏堀委員長 次に前会に引続き、証  
券取引法の一部を改正する法律案を議  
題として質疑に入ります。

○高田(審)委員 この法律の実施を予  
定いたしました、現在の証券業者のう  
ち、大體教にしましてどのくらいのも  
のが、欠格者になる予定であります  
か。

○湯地政府委員 現在の証券業者の数  
はこの六月末で千八百三十三ありま  
す。それから今の御質問の趣旨は、この法律  
を施行すれば、現在の証券業者のうち  
で適格性を欠くものはどのくらいある  
か、こういうお話のようであります  
が、これはさしあたり現在の業者につ  
きましては、この附則の2にありま  
す通り、この法律の施行の日から二年を

限つて適用しない。言いかえれば経過  
規定を置いておきます關係上、この法  
律の適用によつて、ただちに不適格に  
なるという者は出て来ないわけであり  
ます。新しく始める証券業者につい  
て、資本金の制限というようなことが  
適用されることになるわけでありま  
す。

○高田(審)委員 もう一つお伺いた  
いのですが、最近日米合弁の証券会社  
をつくるというふうな動きを聞きま  
すが、それは根拠のないものでありま  
すか。それとも、もしあるとすればど  
んなふうな動きになつておるか。わか  
つておる範圍でお答え願ひたいと思  
います。

○西川政府委員 私もそういううわさ  
を聞いたのでありますが、実際にはそ  
ういふ問題は何も起つておりません。

○高田(審)委員 それではいつにお  
伺いたしたいのですが、今後こうい  
うような法律も出て、いろいろと条件  
等もむずかしくなつて来る。やはり相  
当の資本力を持つて大きくやつて行け  
る力のあるものが、中心になつてやつ  
て行くことを育成する法律だと思いま  
すが、そういう点からいつて今後やは  
り外国の方面からの相当の資本の力  
が、そういう点では相当の役割を果す  
ということが予想されるのですが、当  
局としてはそういうことを予想し、あ  
るいはむしろでき得る限りそういう方  
面も促進する考えでおりますか。

○西川政府委員 今度の定めます資  
本金額で押えようというのであります  
が、それは地域的に外国資本を入れな  
くても行ける資本額によつてなされる  
のであります。今の貨幣価値から見  
ますとしたならば、そう大きいもので

はないと思ひます。その点において外  
國資本をここで注入するという必要は  
ないと思ひます。

○小山委員 たいまの高田君の質問  
と関連するのであります。現在の証  
券業者は、法律によつて今後何箇年間  
は一定の基準まで来なくてもよろし  
い、こういう規定になつております  
が、この何箇年後において適格性を失  
うであろうような状態の証券業者とい  
うものは、現在何店くらいありま  
すか。

○湯地政府委員 これはなかなかむず  
かしい問題であると思ひますが、現  
在の証券業者の中でも、ここ数日來取  
引が相当活況になりましたが、それま  
での業態では、やはり全国にある程度  
多数の事実上休業をしているというよ  
うな証券業者があります。これはやは  
り取引量が十分でないために、日々  
營業の収支が赤になるというような關  
係もあつて、閉店休業をしている店が  
あります。そういうような店はおそ  
らくこの二箇年の間に、一定の資本金  
額に達するということが困難にならう  
と思ひます。そのほか現在の法律に基  
いて検査をいたしました結果、やはり  
取消しをしなければならぬという業  
業者も幾らかはあつたと思ひます。今そ  
ういふような資料を証券業者の整理の  
問題と関連いたしましたして、集めてお  
るような状態であります。

○小山委員 聞くところによると、こ  
の業者整理について当局においては、  
何か腹案があるように聞いておるので  
あります。どのようにならうかと思  
ひますが、開店休業ではなくて、現在閉店  
しておるけれども純財産が少い。赤字  
が多い、あるいは債務が多過ぎるとい

うような会社を、金體的な措置あるい  
は債務の肩がわりというような方法  
で、これを逐次内容を堅実にして行く  
のに、政府においてある程度の助力を  
しようというふうな考えがあるやに  
聞いておるのであります。その内容  
について御発表できたらいきたいと思  
ひます。

○湯地政府委員 証券業者の整理の問  
題に関連して、証券業者に対してどう  
いうようなことを考へているかとい  
う御質問であります。これはたいま  
のところいろいろのことを考へ、  
またそれを關係方面という一話し合  
つて、具體的に準備しておるわけであ  
ります。それはこの席でこの前お話し  
し上げたかと思ひますが、現在の証券  
業者の数が、最近までの株式の取引  
に比べて多過ぎるという点があり  
まして、これは証券業者の数が減つ  
て、取扱い手数料でも營業がやつて行  
けるといふ程度になることが一番好ま  
しいのであります。この整理の問題  
につきましては、委員会の方といたし  
ましては証券業協会並びに証券取引  
所、これはおの／＼実施機關でありま  
すが、この協会の取引所なりにおき  
まして、お互いに自主的にその整理計  
画を立てるといふことを勧奨してお  
るのであります。

それから証券業者の資産の改善等に  
対しまする手続といたしまして、まず  
証券業者の持つております營業用不  
動産を資金化する。そして今までの不  
動産があまり活用されておらなかつた  
のであります。この整理の問題と  
関連いたしましたして、不動産を資金化し  
て、その金でもつて証券業者の従来の  
高利債をかりかえるとか、あるいは運

転資金をゆたかにするといふようなことを考へておられます。

それからいま一つは証券業者が資産内容をよくする意味において、あるいは減資する者もあります。減資してまた増資する者もある。そういう者に対しては増資資金に対して、金融をつけるように関係方面にあつておられる、こういったことが今さしあたり考へてやつておることではありません。

○小山委員 不動産を資金化するといふことでありますが、これはどんな方法でこれを勧奨されるのか。またその資金の源であります。どの方面からそういう金を持つて来ようとするのか。またその金額はどの程度かわかりませんか。

○湯地政府委員 不動産の資金化の方法としてたゞいま考へておられますのは、勧業銀行を中心にして、各証券会社の所有不動産に対して融資をしてもらうといふことを、勧業銀行及び日本銀行方面に交渉しております。金額につきましてはまだはつきりきまつておりません。

○小山委員 増資の方はどうですか。

○湯地政府委員 増資の問題も、証券業者の自主的に考へております。整備の計画がまだ出ておらない関係上、この金額もまだ出ておりません。

○宮腰委員 今の問題に關係した質問をいたします。現在の東京市場の取引員の中でも有力なる証券会社があります。そういうような有力な会社の資産内容について、われわれの常識から考へても、ほとんど五十万円以下になつておる会社が何社かあるように思つて、こういうような会社に対しては、

あるいは増資する必要もあるのじやないかと考へるのですが、おそらくそういう証券会社は増資することはどうも不可能ではないか。またこれに対し、今の小山委員の質問に対して、局長は営業用不動産を資金化して行くと言われましたが、資金化もただ従来通りであつて、具体的にどういふ方法で交渉しておるか。今日勧業銀行にしてもそういう資金化が非常に困難なようではあります。これを具体的に現在交渉しておりますか。あるいはまた会社側の方でも積極的にそういう力証券会社は、ほとんど五十万円以下で、差戻の苦しみをしておる会社もあるように思つて、この点について、もう一回お願いいたします。

○湯地政府委員 各証券会社が具体的に銀行と交渉をしているという段階には、まだ参つておりません。と申し上げますのは、やはりこういうような融資を考へておられるのは、一面証券業者の整備の問題と関連して参るものでありまして、その整備の計画と並行してそういう融資の問題が起つて参ると思つておられます。ただそういうような場合に、勧業銀行等が不動産の融資をしてもらうという原則の問題につきましては、すでに了解を得ておるわけであり

○宮腰委員 この五十万円以下の資産で整理されるような会社では、もちろん一般の小さな証券会社であり得る場合もあります。この際大きな証券会社で、おそらく五十万円以上になつておる資産状態の会社も大分あるように思つて、この場合に、そういう小さな証券会社と大きな証券会社とどういふよう

に取扱つて行くものでしょうか。こういうような場合には一般の債権者保護の立場から、大きい証券会社の方が被害が大きいから、こういうような大きい証券会社を優先的に保護して行くといふようなことでございませうか。その点をひとつお願いいたします。

○湯地政府委員 投資者保護という観点から見ますと、大きな会社も少しづつ減らしていきなれば、その影響する範囲が大きいのであります。そういうような意味からいいたしまして、できるだけ大きな会社がつぶれて、多数の投資者に迷惑をかけたといふことには、まず重点を置かなければならぬのではないかと、こういうふうに考へております。

○宮腰委員 そうすると、実質的に大きな証券会社と小さな証券会社とは、やつぱり差別をする。資金関係で営業用不動産を担保化しようといふ場合に、両方を差別をして行こうといふ考へてはどうか。

○湯地政府委員 融資をするかという場合に、これは別段その差別はないと思つておられます。

○宮腰委員 私はこの際、ひとつ根本のことをお伺ひたいと思つておられます。今まで証券業者といふものは金融難で困つておるといふことを、たびたび聞いておつたのであります。今日この活況を呈するに至りまして、金融難といふことは解消したと思つておられますか。しかもまた現在どのくらい金融が必要であると思つておられるか。その辺をひとつ承りたい。

○湯地政府委員 現在証券界が活況を呈している。証券会社は従来金融難と言つておつたが、どういふわけであらう

活況を呈するか、また金融難とすればどれだけの金があるかという御質問でございませうが、御承知の通り昨年未ごろから各取引所の所在地に、証券金融株式会社というのができたのであります。東京では二億五千万円の資本、大阪では一億万円、名古屋では五千万円、神戸で五千万円、大体そういうような取引所の規模に於いた資本金を持つた証券金融会社がございまして、そういう証券金融会社に対して各市中銀行が共同融資して、その資金でもつて証券担保金融をやつておるのであります。最近取引高が非常に多くなつた点は、証券会社自身の金を使うと言ふよりは、株を買入人が証券会社のあつせんによりまして、証券金融会社に融資を申し込んで、それで株を買入るといふような意味で、日本証券金融会社の資金も、ほとんど枯渇するくらいに使われておるのであります。これも取引高が多くなつた原因であるかと思つておられます。そのほか、先週の金曜日ごろから大衆の買付も入つておるといふことが、これが大きくなつた原因であるかと思つておられます。それから今後の金融をつけるというやうな意味では十分でないといふふうに、われわれは考へておるのであります。できるだけ証券業者自身に対しては、低利の金で融通をして高利の金を借りかへる、あるいは証券金融株式会社自体に對しては、この貸付資金を充実にしようといふことが必要ではないか、こういうふうに考へておられます。

○三宅(剛)委員 先ほど小山委員並びに宮腰委員から御質問がありました。現在の証券取引法におきまして純

資産金が五十万円以上といふことになつておられますが、これははなはだ少な過ぎるということをおもひまはかされて考へておられる。第七国会におきましても痛烈にこの点を政府に迫つたのであります。多分純資産五十万円以下でもありますが、こういう説明があつたわけでありませうが、私はむしろこれよりも増大する必要があると思つておられます。現在政府といたしましては、現在の各業者の資産内容について調査資料があるはずだと思つておられますが、どのくらいの平均になつておるか、これをこの際承ることができれば仕合せであると思つておられます。

○湯地政府委員 この純資産の計算は、各証券会社の純資産について、最近の数字は実はまだ集まつていないのであります。といふのは、この純資産の計算といふのは毎日日々かわるわけでありませう。その持株の評価が動くたびにもかわり得るのであります。委員会としては大体毎月末の報告はとつておるのであります。御承知の通り、中にはこの純資産を割つておられるものも相当あります。この純資産の問題につきましては、前の国会中三宅さんからいろいろお話があつたのであります。われわれも當時といたしましては、純資産といふものは証券業者が営業を営んで行く上において、少くとも五十万円はしよつちゆう有して行かなければならぬといふふうに考へておるのであります。ただ初めて証券会社をつくるというやうな場合におきましては、別に不動産を持たなければ、あるいは別に所有株を持たなければ極端に言いますれば、純資産五十万円でも場合にまづては維持し得るといふの

で、最初の登録する際に五十万円の純資産額を有しなければならぬということになっておりますが、これはあまり資産内容がよくない証券業者も加わるということをおそれまして、今回資本金の方からもこれを制限しようというふうに、改正案を出したような次第であります。

○三宅(則)委員 今資本金をどのくらいにいたそうと思つておるか知りませんが、私も今は後は相当増額しても構はない。資本金のみ増加しても、債務がふえて純資産がゼロになつても困るのでございしますが、その兼ね合いというものを政府としてもお示しになることが必要である。ただ漫然と高くするということでははなはだ不識きわまると思ふ。

次にもう一つ関連してお聞きしてきたいことは、私も常に経済界の安定を期し、また向上をはかりたいと念願いたしております。取引委員会では常々月報をとり日報をとつておることと思つております。資産内容の悪化しておるような場合におきましては、嚴重に警告を發し、もしくはこれに對して注意を促すことは、当然の任務であらうと思ひます。ところが今まで注意を促したことがあるかないか。もしないとしたら、怠慢ではないか。これら点についてひとつ明確なる御指示を願ひたい、かように思ひます。

○西川政府委員 お答えいたします。資本金の基準はまだはつきりきまつておりませんが、かようにかえたらどうかと思つております。有価証券の引受をいたします会社がございしますが、これを三千万円、東京、大阪そのほかの

地域、こういうふうに分けて、東京都は大体証券取引員でなければこれを千万円くらいにしたらどうか、また非会員ならばこれを五百万円くらいに持つて行つたらどうか、またそれ以外の名古屋というふうな地方になりますと、大体これも五百万円くらい、もう一つ地方になりますと、三百万円から二百万円くらいの間がどうかというふう

に今考えております。○三宅(則)委員 私は今の資本金を増大せられるという点は、はなはだだけつこうだと存じます。ただ私は先ほども注意いたしました。証券取引委員会は業態に対する注意と警告を發する任務があると思ふ。今まで警告を發せられたことがありましようか。ないでありますしよいか。もしないとすれば証券取引委員会として、はなはだどうも監督不行届きのそしりを免れないと思ひますが、これについての答弁を承りたい。

○湯地政府委員 証券取引委員会は常に証券業者を監督しております。そして始終検査官を派遣いたしまして、証券業者の検査を實行しております。その検査の結果資産内容が悪いとか、あるいは法令に違反した事項があるというものを對しましては、業者を呼びまして——これを審問と言つておりますが、審問をやつて、そして処分するものは処分をする、こういう手續をやつておるのであります。最近にはほとんど連日審問をやつておるといふような状況であります。

○三宅(則)委員 私はもう三三三ばかりありますから、ごんごん願ひたい。前国会で株式の名義書換に関する法律案が出まして、それが廢案になつたわけ

であります。今度政府はこれに関連するような法案を次の国会に出すような用意をいたしておりますか、どういふ考へですか、承つておきたいと思ひます。

○西川政府委員 たいだいまのところはそういう考へはいたしてありません。○三宅(則)委員 これははなはだ露骨な例であります。今証券取引委員会のいろいろの案がありますが、場を通さずに私的にやつておるところがある

と聞いておられますが、はたしてありましようか。その辺を証券取引委員会は監督せられつあるものと思ひます。が、いかになつておりますか承りたい。

○湯地政府委員 今の御質問の趣旨はよくわからないのであります。取引所の会員が場を通さないでやる、こういう意味でしよいか。非会員でありますれば、これは取引所を通じなくてもいい建前になつておるのであります。会員が上場証券についての売買という場合には、取引所を通じてやらなければならぬので、取引所を通じないでやるような例はない、こういうふうに分かかりますが、御質問の趣旨が十

らぬかと思ひますが、その辺の事情を承りたい。

○湯地政府委員 会員外の証券業者が証券の売買をする場合には、会員のよ

うに特別の手数料というものはきまつておられません。これは仕切り売買をやります。その売買をする値段の中に口銭と言ひますか、手数料と言ひますか、それを込めた値段で売つたり買つたりしておる、こういうわけであり

ます。○三宅(則)委員 もう一つだけで質問を終ります。私は現段階におきまして、証券の民主化ということについて意見を表すものであります。今までの結果から見まして相当数の人が株を持つておると思ひますが、實際全國民といたしましてどのくらい民主化されたものでありましようか。たとえて申しますと、戦争中はこのくらいになつた、戦後はこのくらいに進歩して来て、現在はこういうぐあいに發展して来た、こういうことを証券取引委員会では調べておると思ひますが、どのくらいになつておりますか、ちよつと承りたい。

○湯地政府委員 お答えいたします。が、今の御質問は非常に必要な調査であるのであります。ざつとばらんに申し上げますと、この調査が非常にむずかしいのであります。同じたくさんの会社の株主の中から、同じ人の持つておる分を集計しないと実態は出て来ないのですが、大體の遠慮とい

は、戦前に比べて約倍くらいになりますか、戦前に比べて約倍くらいになるのではありませんか、こういう大よその遠慮は持つておりますが、具體的に何百万人という数字はたいだいまのと

ころ持つておられません。○三宅(則)委員 おそくなりましてはなはだ恐縮ですが、その辺をよく調べておかないと、實際に証券民主化が徹底しておるかどうかということがはつきりしないわけですから、ぜひ最近の機会にそういうものを調べて、特に大蔵委員会くらいにはお配り願つて、われ／＼といたしまして証券民主化議員連盟の一員にも加わつておること

であります。○宮腰委員 簡単に三三三お伺ひいたしますが、現在の朝鮮事件があつて以來、株価も順調に上昇しつあるよう

○宮腰委員 これは税金に関する株価対策の問題ですが、私の委員会からたび／＼日本橋の税務署の署長や法人係長に会いまして、譲渡利得税の捕提の問題で交渉に行つたことがありますが、その当時税務署長やまた法人係直税課長の意見では、とうてい譲渡利得税というものはとり得ないのだ、従つて移転税をつり上げた方が株価対策としていいし、とりたいというところを言つておられたのですが、こういう問題について取引委員会では、税務署なり国税局と交渉したことがありましようか。

○湯地政府委員 委員会といたしましては、健全な投資家が株式に投資するということが非常に望ましいのであります。しかし一面税の問題というところも非常に重要な問題で、理論を通すという意味においても、この譲渡利得税を徴収するということは、やむを得ないのじやないかというふうに考へておるのであります。この問題につきましては、いろいろ主税局長等とも話し合つたことはあるのであります。ただいまの通りになつておるわけであり

○宮腰委員 それからこれも税に関する問題ですが、富裕税の問題であります。この前に局長さんにもお話をしたことがありますが、大阪の証券業者と国会との懇談会の席上で、高橋理事長からも富裕税の問題でお話があつたのです。富裕税の場合にも現金を調査しないと、持つて居る株券を投げ出して、現金をたかすの中にしまつてしまふというふうなことのために、株価が暴落する危険があるのじやないか、こういうことで大阪の証券業者はぜひこ

の問題について、委員会並びに関係当局に聞いていただきたいということがあつたのですが、富裕税の現金調査の問題について、取引委員会が何らかのういふことを研究されたことがありましようか。これも株価対策にある程度関係のある問題だと思ふ。

○平田政府委員 富裕税に關しまして、なか／＼現金類の調査が困難であるというところからしまして、お話をしように富裕税は毎年ちよつと十二月三十一日現在の財産額を押さへまして、課税する建前からいたしまして、その後には現金化が行われはしないかという心配が大分あるようであります。これは実際問題としては結局若干さういふ傾向は免れないと思ひますが、程度といたしましてどの程度になりますか。富裕税の負担等の関係もあわせて考へてもらいますと、さほどなことはないのではないかと考へます。この前の財産税でございまして、御承知の通り最高は九〇％まで課税する。中間におきましても相当な高税率でございまして、今回の富裕税では御承知の通り比較的低率である。そのかわり年々課税いたします。一種の所得税の補完税でございまして、これがためによほど変なことをして、むりなことをするといふことになりまして、逆に、いつかシャウブさんが言つたやうに、損をするといふやうな場合も出て来ますので、さうはげしいことが起ることにはないのではないかと。むしろ所得税等の課税を免れるために、あるいはあわせてさういふことをやる場合も考へられるかと思ひます。さういふ点につきましても御承知の通り、今回大所得者と申しますか、所得で七十万程度以上の所

得者につきましては、毎年バランスを出してもらひまして、それによりましてできるだけ財産の移動等をとらえて行くといふやうな方法も講じております。大所得になりますと納税者の数が比較的少数でありますから、調査の徹底をはかりますれば、それほど顕著な傾向になるようなことはないのじやないかと考へております。ただ、富裕税は実施しておりますが、一べんも課税の時期がございせん。今年の暮れに初めて課税になるわけでありまして、それから、さういふ際の状態ともならみ合せまして、できる限りの対策は講じて参りたいと考へている次第でござい

○宮腰委員 ついでに主税局長にお願ひがあります。株を買つた場合、その株を買入金金をどこから持つて来たかというので、盛んに税務署でつづつくの株を安心して買えないと大分心配して、証券業者もせせこまらさうむりな取調べをしないよといふことを言つておられます。この点について何かお考へがありましたら伺いたい。

○平田政府委員 税務署におきまして、所得の適正な調査に努めるといふことは、職務上当然やるべきであります。調査の手がかりといたしましては、やはりいろいろ資料を集めまして、それによつて調査の完璧を期するのは当然の職務であらうと思ひます。はたして納税者が申告された所得額が正しい所得額であるかどうか、いろいろ見地から資料を集めまして取調べをわけなものであります。さういふやり方をやめるといふのはどうも少しどうかと思ひます。ただ、たゞ微細なものまで一々調べまして、実

益のないむだなことをやるのは、忙しい際でもございせんのでその必要はないと思ひますが、相当まとまつたやうな場合におきましては、やはりさういふものにつきましてはよく内容を調べ、あくまでも適正な課税をすることに努力すべきじやないかと考へます。

○田中(義)委員 すではほかの方からあるいは質問をされたかもしれせんが、一、二点伺ひます。投資家を保護するといふ見地から、証券業者の登録制度を整備するといふ趣旨は、われわれ賛成するものであります。問題はさういふ証券業者の資産内容、その他の確実性を期するといふ消極的な形ではなく、もつと積極的に取引員の資力を充実する方が、ほんとうの意味における投資家の保護ではないかと思ひます。さういふ見地からこの間も、一昨日でありましたか、大蔵大臣にお伺ひしたのであります。大蔵大臣は株式市場の問題については、できるだけ政府はあまり手を下さない方がいい。しかしながら取引員の資力を充実するといふ面について、必要があれば国家資金をその方面に融通するといふことについても、考へて行かなければならぬ。さういふお話があつたのであります。この際まず第一にお伺ひしておきたいのは、その取引員の資力の充実という面において、大蔵省として積極的にどういふ手を打たれようとしてい

るか。率直に申しますならば、証券金融の改善問題につきましては、さらにどの程度積極的な施策を講じられようとしておるか。

○西川政府委員 現在の証券会社には相当資産内容が悪いものもあります。それで何といたしましては田中委員の

おつしやる通り、資産内容をよくしなければならぬための不動産の金融、これがまず第一に必要だと思ひます。また増資につきましても、何とかして内容をよくしようとするよりほかに方法がないと思ひます。ほかにコール・ローン・パニーといふやうなものをつくりたいと思つておりますが、これもやはり折衝がうまく行きませぬし、結局現在やつております以外には、まず第一に不動産の担保をもつて資金を動かしたい、さういふ考へ方をいたしてお

○田中(義)委員 私のお聞きしたいのは、さういふ不動産担保による資金の充実ははかるということも、一つの方法には違ひないだらうと思ひますが、それよりもつと積極的な方法が必要じやないかと思ひます。ことに取引員に対する融資の關係等の回収の問題につきましては、やはり取引所を通ずる一種の天引き制度が徴収といふか償還の方法においては一番確実な方法じやないかと私は思ひます。さういふ面でもつと思ひ切つて政府資金のこの方面への放出が一番必要じやないか。ことに今度ちよつとおちつき出したやうでありますけれども、最近にありましたやうな一種のブーム的な株式市場の活況を呈するといふやうなときには、特にさういふことが機動的に行われる必要があるのではないかと、さういふ意味で申し上げておるわけであり

ますが、この点については別途われわれのつくつて居る証券民主化議員連盟においても、ひとつ具體的な考へをまとめまして、当局と折衝いたしたいと思ひ考へておりますので、それ以上追究することはここで控へたいと思ひ

先ほど宮腰委員の質問にありましたように、たとへば見返り資金の關係による証券保有会社、そういうようなもの設立も、従来大蔵省並びに証券委員等の方でお考えになつておつたと思つたのです。ところが見返り資金の關係を、ただちにそういう証券方面に運用することについての最終的な了解が得られなかつたので、立消になつていられるように聞いていたのであります。これには賛否の両論がわかれていられるやにも聞いていたのでありますけれども、こういうような面もほんとの意味において、積極的な施策としての大衆投資家の保護ということに歸着すると思つて、こういう方面についての研究なり、あるいは急速なる処置をお願ひしておきたいと思つたのです。

なおこれは東京の場合の例でけつてです。また一段階ではないと思つたのであります。この資本金額及び資産の額について、証券取引委員会が公益上投資家保護の見地から、取引委員会規則で定める額に満たないもの云々ということがありますけれども、東京の場合には、これは現在幾段階にわけていられるのか、またどの程度の額を最低の必要額としているか、規則による金額の決定が行われているものと思つたのであります。数字について伺いたいと思つたのであります。

○西川政府委員 この問題につきましては先ほどちよつとお答へいたしました。が、もう一度申し上げます。有価証券の引受けを營業といたしまする会社は、大体三千万円以上のものをというふうな考えでおります。また東京方面におきましては、証券取引委員会は千万円、それからそれ以外の非会員は五百万円くらい、こういうふうにしたと思つております。その他の取引所のありますところの大都市は会員を大体五百万円、それから非会員を三百万円、その他の小さな地方におきましては、大体三百万円か二百万円くらいの間できめたらどうかという考えを持つております。

○田中(綱)委員 よろしゅうございませぬ。○法務委員 この法案を提出された根本理念について一つお伺ひしたいのですが、先ほどの質疑応答を聞いておられますと、政府委員からの答弁では、最近ではなく、従来取引高というものがあまりに少な過ぎた。それに対して現在では反対に業者が多過ぎるといふようなお話がございまして、それを抑制する目的、少くとも今後あまりこれをふやさないといふような御方針でありますか。やはり進んでこの際これを積極的に整備して行く、こういう方針でありますか。昨今の出来高を見ておきますと相当多量に取引ができておられます。この昨今の状況を勘案しつつ、そうしてただいまにしましたように、現状のままでもあまりふやさないといふ方針をとるつもりであるか。それとも一歩進んで積極的に整備を目的としたところのこの法案提出の趣旨なのか。この二つの問題について、どちらに重点を置いておられるか承りたい。

○湯地政府委員 今度の法案を出した目的が、積極的に現在の証券業者を整備する趣旨か、あるいは現状をあまりふやさないといふ意味の消極的目的を持つておられるのか、こういう御質問だと思つたのであります。証券業者の整備の問題につきましては、委員会としてはまず業界なり取引所が、自主的に計画を立ててやつてもらいたいというふうな考え方でありませぬ。従つてこの法律を出すことによつて、積極的に整備をするという目的はないのであります。が、一面証券業者が自主的にでも整備をしようとしておられる矢先、現在のような登録制度で、片一方に新しいものがふえるといふことは好ましくないといふことと、もう一つは、新しくふえる以上はりつばな証券業者がでて来てもらいたい、こういうふうな趣旨でこの法案をだしたわけでありませぬ。

○宮腰委員 大体この法案の審議も終了したかと思つておられますが、一点だけの際明らかにしておきたいのであります。政府委員からの御説明で、もうその言葉の中に私の御尋ねしようとするものが、関連的に説明されているかもしれませんが、この改正によりまして、登録を拒否する規定を設け、または資産状況等を大いに勘案するようになつたわけでありませぬ。これをもちつと突き詰めて考えてみますと、登録拒否といふような微温的な措置でなく、もう一歩進みまして、これはもう免許制にすべきであると思つたのであります。もしまだ免許制にすることがいけないう流れがあるとするならば、むしろ自由登録といふことの方がまさるのではなからうか、かように考えておられます。従いまして、関係方面とのいろいろの御交渉もあろうと思つたので、将来におきまして、これを免許制にするのだというふうなお見通しを持つておられるか。あるいは関係方面との現段階の交渉は、どの程度までお進み

○湯地政府委員 証券業者が營業をする場合に、自由登録か、免許制にするかという問題であります。これは実はこの証券取引法の前にも、やはり証券取引法ができておつたのであります。これは実施を見ずに、今度新しい証券取引法になつたのであります。そのときには証券業者は免許營業になつておつたわけでありませぬ。そういうふうな意味で、われわれといたしましても、当初から免許制にすることを望んでおつたのであります。が、当時関係方面との折衝でうまくゆきませんでした。アメリカ式の自由登録制といふことにしたのであります。しかし最近関係方面におかれても、日本の実情をだん／＼認識していただき、登録制度にすることもやむを得ないであらうといふようなことになつておるのであります。この点実はわれわれといたしましても、この際登録制にすることは望ましいのであります。が、何分本国会が臨時国会であり、自由登録制にするというものは、制度の切りかえでもありませぬ。関係上、この国会に提出することとは適當でないといふことで差控えたような次第であります。今後としてはそういうふうにしたらいふつもりはもつておられるわけでありませぬ。

○三宅(剛)委員 皆さんの御質問があるかと思つて控えておりました。が、皆さんがないうすから、もう一点だけお伺ひいたしておきたいと思つたのであります。証券業者の營業保証金の問題であります。これは相當

の保証金をつとめているものと思つたのであります。この金額等を伺いたい。次に保証金に充てますのは国債もしくは現金だと思つたので、この分布状況を伺いたい。その次には、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は社債券と書いてあります。が、その割合がもしわかりましたならば、この際伺つておきたい。別に政府を困らせるものではありませんが、内容を御知つておくことが必要だと思つたので、もし資料がありましたら、この際お伺ひしておきたい。

○湯地政府委員 証券業者の營業保証金の問題は、従来法律で定められておられます。本店については五百万円、支店その他については五百万円、こういうことになつておられます。そしてこれは現金で納めるのが建前でありませぬ。が、国債証券をもつて代用することができるといふことになつておられます。御承知の通り現在の国債は、相當償還されておつておられます。またこの場合において、ほかの担保に使う必要もあると考へられますので、今回の改正におきまして、地方債については全部、それから特別の法律によつて発行される債券、たとへば銀行の金融債といふようなもの、それから社債につきましては、日本銀行で優遇しております。ゆる優遇社債といふようなものを入れたい、こういうふうな考へておられます。

○夏堀委員 本案に關しては、ほかの御質問はございませんか。——ほかの御質問がなければ、本案に対する質疑は打切りたいと思つたので、この点異議ございませんか。

○夏堀委員 本案に關しては、ほかの御質問はございませんか。——ほかの御質問がなければ、本案に対する質疑は打切りたいと思つたので、この点異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○夏堀委員長 御異議がないようでありますから、さよう決定いたしました。

これより証券取引法の一部を改正する法律案を議題として、討論、採決に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。高田富之君。

○高田(富)委員 私は日本共産党を代表いたしましたして、本案に反対の意思を申し述べたいと存じます。

第一に、この証券民主化ということ政府においてはかねてから主張いたしました。実行して参つたのでありますが、この状況を見ますと、結局におきまして政府は、一方ではいわゆるドッジ・ラインによる金融の引締め、金詰まり政策を強行いたしました。企業は資金の調達に非常に苦しみました。増資にたよるよりほかには方法がないということになり、各方面で相当活発に増資が行われるようになったのであります。民主化の宣伝によつて、零細なる大衆のふところから資金を集めまして、これらの増資を行つて参りました。この過程におきまして、政府は持株委員会等の保有証券の放出等も行いましたが、いよ／＼この株価の暴落に際会いたしました。これらの大衆の持ちました株式の値段の急落による不測の損害に対しまして、ほとんど妥当な措置を講ずることをしなかつたのであります。こういうふうな状態で、株式恐慌はずつと最近まで進化の一途をたどつて参りました。その犠牲はまづたくこの零細なる大衆に嫁せられたのであります。そうして大衆の保護を名とし、投資者保護ということを出したといたしまして、今回ここに出来ましたよ

うな証券界の企業整備ということを行つて参り、今後もやろうとしております。これは明らかでありますけれども、このようないふことによりましては、実際に大衆の投資者の保護にはならぬのであつて、まづたく単なる美名に隠れまして、今日までやつて参りました財政経済政策を、一方においては推し進めて行く。そうして中小証券業者もまたこのための犠牲に供せられて行く。また今後といたしましては、先ほどの各委員の御質問にもありますように、あるいは見返り資金が使用され、あるいは日米合弁会社のうわさが飛ぶというふうなわけでありまして、有力な外国の資本が次第にこの方面にも入つて参りますことは、想像にかたくなのであります。すでに外資導入法あるいは交換円制度というふうなものも用意されて参つております。今後はこうした過程におきまして、おそらく外人筋による日本の有力株の買占めというふうな事態も、起つて来るのではないかと、このことを想像するわけでありまして、従いまして私も、こうした方法で、結局大衆が犠牲になり、結果においては日本の少数の有力資本家及び外国の資本家の手に、わが国の証券界が牛耳られるということをお考えを御聞きまして、本案に反対するものであります。

○夏堀委員長 小山長規君。

○小山委員 私は自由党を代表して、本案に賛成の意見を述べたものであります。

本案の改正の第一点は、従来の登録拒否事項のほかに、登録申請者の資本金額が一定額に満たない場合には、登録を拒否する事項を入れようというのであります。これは従来の証券業者の実態等に徴しまして、大衆資本家を保護する上においては、このようないふ項が入らなければならぬという、この従来の実績に徴して当然のことであるので、ただいま共産党から述べられた理由とまづたく反対に、大衆の投資家の保護にさらに厚きを加えるというふうな意味でありますから、これは当然賛成すべきものと考へるのであります。

第二点は、証券業者の営業保証金であります。これはまづたく技術的な問題でありまして、従来公債あるいは現金で保証金を納めることになつておりましたのが、公債がだん／＼少くなつて参りますので、特殊な社債あるいは一般の社債をもつてこれにかへようというのであります。第二点については議論の余地はなからうかと思つております。このようないふ意味におきまして賛成の意を表するものであります。

○夏堀委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表いたしましたして、本案に希望条件を付して賛成をしたいと思います。

本案の趣旨は、前国会に成立した法律の、資本金五十万円以内になると取消となつておりましたことを受けて、業者の整理をするというところが、大眼目のため、大衆保護といふことを盛んにとなえられて参りましたが、そういう意味合いからも、当然こういう整理をして行かなければならぬのじやないかと考へております。また整理するにしても、近ごろ朝鮮問題あつて以来、

市況が非常に活発になつて来ておりますので、はたしてそういう整理がこの理想通りに行くかどうかといふことに、非常に疑問を持つものであります。しかしこの制度は届出にするような制度であつたために弊害を生じたので、ぜひ将来は認可制あるいは許可制といふような方法によつてやれば、大衆保護の一助ともなるのではないかと考へるのであります。そういう希望条件を付したのであります。

また第二点に、国債がだん／＼償還されて少なくなり、有力なる地方債、特別社債がある。しかしその中には破産に瀕するやうな状態の自治団体並びに法人も参りますので、そういう点も十分審査の上、その保証金の中に代行できるということをおきめていただきたい。こういう希望条件を付して、本案に賛成するものであります。

○田中(鶴)委員 私は日本社会党を代表いたしましたして、本案に賛成の意見を申し上げます。

最近まで政府のとり来りました証券対策につきましては、われ／＼幾多の不满を持つております。特に今度の朝鮮事変を契機といたします最近の株式市場の活況に至るまでの間に、相当長期にわたりました、非常に株価が低位にあつて、その過程において、勢い証券業者の整理等も、相当強行せられた形に相なつておるのであります。この当時におきまして、特に金融面の逼迫状態から、もう少し株式に手が差し伸べられなければならないものを、政府が手を差し伸べなかつたといふ点において、重大なる欠陥があると思つております。ことにわれ／＼は現在

の段階におきまして、証券市場といふものの存在を前提とし、またこれが純粹なる資本主義の運営方式によつて動いて行くものであります以上、もつと純経済的な見地から、証券市場の証券金融等の問題を考へなければならぬと思つております。そういう点において、欠けるところはございますが、今回のこの法律の改正によつて、政府が達成しようとした修正点につきましては、先ほども申し上げたのであります。消極的な効果しか期待できませんが、大衆投資家を保護するといふ意味において、一つの役割を持つておると思つたので、わが党といたしましてはこれに賛成をするものであります。

ただ先ほども質問の形において申し上げたのでございますが、ほんとうの意味における証券市場の健全なる発達ということになりますれば、勢い最近のように証券民主化運動が相当進展いたしましたして、大衆投資家がこの方面に相当関心を払い、また実際にこの面に進出して来ている段階におきましては、もつと積極的な形における取引員等の資力の充実のための施策こそ、最も重要なことではないかと思つております。そういう点について、政府は今後格段の努力をせられることを強く要望いたしまして、本案に賛成するものであります。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。

これより本案を議題として採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成その他につきましましては、委員長に御一任願います。

○田中(編)委員 これは午後の予定になつておるものでありますが、平田主税局長がお見えになつておるので、しかもきつめて私の方で急いでおる問題でございますので、税の問題についてお伺いしたいと思つて、昼の休憩時間中に私の方で海員組合との間で話を進める関係がありますので、大蔵当局に伺つておきたいのであります。

それは朝鮮関係の事案が起りました以来、日本人の海員がこの方面の航路に従事いたしておるのであります。それに対していろいろの名目で手当が出ておるのであります。これは海員組合と総司令部との折衝によりまして、アメリカの海員と同率の手当を出すように話がまとまりまして、それに基づいて実施されておるのであります。これは別に終戦処理費とか、そういうようなもので支払われているのではなくて、直接アメリカの方から海上労働者が取得しておるものでございますが、一種の戦争地帯に従事する関係から、たとえ特殊航海手当の十割、その他の名目による手当が相当入つておるのであります。これに対する源泉徴収の関係でございますが、今までの税法の建前の、所得のあるところには当然課税するという考え方で参りますと、大体増収収入の半分を税金でとられるという計算に相なるのであります。占領軍の占領下にある日本の現状におきまして、特殊な業務に従事するこれら労働者の待遇改善と、そうした面における生活権の擁護のことこそ、強く固としても考えなければならぬ問題である

という建前をとつておるのであります。こうしたものを占領軍と申しますか、アメリカ軍と申しますか、そういう方面から直接支払われておる。またその意味において、生命の危険の代償として与えられておるものに対して、日本の税率をそのままかけることによつて、増収収入の半分も税金で取上げられることは非常に過酷なことだと思つておる。その意味で特に事変関係のほかに進駐軍労働、あるいは電信関係、鉄道輸送関係その他において、いわゆる特殊任務に従事しておる者の課税の關係については、特例を考慮しなければならぬ段階に入つておるのではないかと思つておる。時間がございますから数字的にはこまかく申し上げませんが、主税局長の方では、海員組合から折衝をいたしていることとわかりかと思つておる。数字は省略いたしますが、こうした朝鮮事変関係の特別収入を持つておる労働者の所得税の面におきまして、特別の例外的な処置を講ずる必要があると思つておる。これに対して大蔵当局としては、どういふ御方針を持つておられるか承つておきたいと思つておる。

○平田政府委員 ただいま田中委員からお述べになりました点につきまして、実は二、三日前運輸省からお話がございました。それから昨日も海員組合の方とお会いしまして、実情をいろいろお聞きいたしましたわけでありまして、御承知の通り、戦時中は船員は軍属というふうになつておりました、やはり航海危険区域に出る船員の給与につきましましては、軍人の給与と同じように免税していただいております。その後そういうことは予想されませんでした、所得税法におきましては軍人、軍属に対する免税制度を廃止して来ているわけでありまして、従いまして今の税法を単に法文的に解釈いたしましたとしても、いやしくも所得である限りにおいては、危険手当に対しても所得税がかかることになりそうでございます。その場合におきまして、お話の通り非常な下級の船員の場合は五割までも行かないのではないかと思つておる。中堅以上の船員の方々に對しましてはやはり五割前後の、相当の負担に相なりまゝです。この問題はどう処理しますか。実は今研究中でございます。前からの例と、それから今後どういふようなものの先例を開きますと、やはり重要な一つの先例になりますので、そういう点もあわせて考え、諸般の事情も考慮をされておる。なるべく早く一席の結論を出してみたいと思つておる。目下それに関連していろいろの資料を集めておる。その資料が集りました上で私どもとしてもよく考えまして、妥当な措置をとるようにならしたい。今のところ、当然に免税しなくてはならぬところまで申し上げることはどうかと思つておる。よく研究いたしまして、早急にいたしたいと考えております。解釈でいけないかという議論もござりますが、解釈で行きますと、たとえば炭鉱の労働者の危険手当をどうするか。危険の程度に若干差があります。いろいろ危険手当的な性質のものをもつていろいろ労働者の方々が多数あります。そういう者とのバランスをどうするかというふうないろいろ問題がございますので、なかく簡単に行きそうでございます。そのような点もおよく研究

いたしました。なるべく早急に結論を出しまして、その上で適当な措置をとるようにならしたいと思つておる次第であります。

○田中(編)委員 早急に考えをまとめて処置をとられるというところでござりますが、すぐ源泉徴収でこれらの従事しておる人たちの特別危険手当に対する課税が行われることになりまゝで、われわれも現行法の解釈で行かないとするならば、一つの所得税法の特例に関する法案を用意して、各党の賛同を得たいとも考えておるのでありますけれども、この点は、根本的な考え方においてはわれわれも対立しておるわけでありまして、しかし現内閣の方針をいたしまして、朝鮮事変の国連軍の行動に対しては、もちろんあつた限り協力をするという方針をとつておる。現内閣の建前においても、これは早急に何らかの処置を講じなければならぬと思つておる。われわれはまた別な立場からこれを要求しておるのであります。そういう意味において、この点は特に——今炭鉱労働者の危険手当等の例も引合いに出されましたが、特に戦争状態にある所に向けての航海に従事する者の危険手当でありますから、最もすみやかなる時期に御方針を決定されて、必要とあらば、会期も非常に短いのでありますから、法案等の提出を政府の方からやつていただいてもいいと思つておる。特別の御配慮を願います。

○小山委員代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

○三宅(剛)委員 ただいま議題になりました関税法の一部を改正する法律案につきまして、質疑をいたしたいと存じます。前国会にも関税法の一部を改正する法律案が出まして、質疑をいたしたのでありますが、現段階におきまして非常に国際情勢も変化いたしておると思つておる。当然このような改正案が出されたことと思つておる。今の状況において、資料もいたしましたが、密貿易というものが相当あるわけでありまして、これの検査の数もここに発表になつておりますが、このために今まで相当人間が足りなかつたというところを、政府もお考えだらうと思つておる。これにつきまして、海外との密貿易をますます嚴重に取締る必要があると思つておる。これに対する政府のお心持をひとつ承りたいと思つておる。

○平田政府委員 ただいまのお尋ね、まことにごもつともたと存する次第でございます。御承知の通り終戦以来、朝鮮、台湾、沖縄等に至るまで外國になりまして、その間の輸出入はそれそれ外國貿易になり、その間の貨物の移動に對しましては、関税法の適用を受ける必要が生じて参つた次第でございます。それに際しまして、また日本の國內の經濟の混乱と申しますか、変態的な状況あるいは海外の状況等に際しまして、密貿易が大分増加いたして来ましたが、御指摘の通りでございます。これに對しましては、税関といったしましても極力少い人手をもちまし

午後三時二十八分開議

午後零時十一分休憩



て、有効な取締りを行へば努力して参つたのでございませうが、なお十分でなかつたことも御指摘の通りだと思ひます。しかし順次検査の成績等も上つて参りまして、お手元にお配りして参りますように、本年度におきましては、昨年度に比べますと、すでに五月ごろまでの統計によりますと、検査件数が相当増加いたしております。このようになつて参りましたは、なお今後十分努力しなければならぬと思つておるのでございませうが、ただいかんせん人手等の関係もございませうので、そういうことにつきましても、予算、法律の許す範囲内におきまして、将来さらに一段とこの改善をはかりまして、御趣旨に沿うように努力いたして参りたいと存する次第でございませう。

○三宅(則)委員 たいへん具體的なことを申しまして恐縮でございませうが、場合によりますと、密貿易のことでありますからして、夜中あるいは未明というやうな、人目にさらされないやうなときに、相当数量のものが交換されるというのを聞きます。はなはだしきに至りましたは、愛知県のごときは名古屋港外、もしくは川の中まで来ても、綿糸もしくは綿布のごときを数年来取引しておつたというのを聞いておられます。はなはだ不見識きわまるものと思ひますが、事実あるやうであります。こういうことは今後は大分なくなつて来ると思ひますが、最近に至りますまで、海岸地帯はもろろんのこと、内部深くまで入つて来て、国内の悪徳商人と申しますか、業者と申しますか、それらの者と多少結託いたしました、かような悪徳的な方面にまで進歩しておつたと申しますか、合流され

ておつたのであります。はなはだおもしろからぬ現象であつたと思つておるのであります。そういうものは一掃されたやうに私も信じていたのであります。が、なおそういうふうな内部深くまで入つて来て密貿易をやつておられます現状が参りませうか、これをひとつ承りたいと思ひます。

○平田政府委員 お話の通り、内部に入りまして密貿易をやつておられます事績も絶無でないやうであります。まことに遺憾なことではあります。そういう面につきましては、今後一層目を光らせて参りまして、絶無を期するように努力いたして参りたいと思ひます。

○三宅(則)委員 この法案によりまして、今までの税関の官吏というものは、相當な権限を持つておつたわけでありませうが、今回新たに武器を携帯することになつたのであります。武器といふのはどの程度の武器でありませうか。もしわかりましたらば、具體的にこれについて御説明を願ひたい。

○西川政府委員 ただいまのところではビートル程度でございませう。

○三宅(則)委員 ビートル程度のものを一ちよう備えておつて、完全といふふうにお考へになつていらつしやいませうか。もしくはもう少し何と申しますか、今は軍隊といふことは言われませうが、もう少し堅固な装飾をする必要がありはしないかと思ひますが、それについて用意はありませうか、承りたい。

○西川政府委員 先ほど申しました通り、ただいまのところビートル以上の許可がないのでございませうので、ビ

ストルだけでやつて行きたいと思つておられます。これがもしも、もう少しはげしくなりましたら、そのときはそのときに応じたものをやはり考へなくちやいけなない、こういうふうな考へておられます。

○三宅(則)委員 時期に應じて、相当進んだときには進んだやうな考へをするといふ西川大蔵政務次官の御答弁であります。私どもは今までのよきな警備と申しますか、簡単な装備でなくして、相當な準備を整えたる税関官吏の装束と言ひませうか、準備が必要であらうかと思つておるのであります。過去のことを申し上げてはなはだ恐縮でございませうが、場合によりましては、密貿易をする者の方が相當な凶器を持つておるといふことも聞いておるのであります。そんなことのないやうに、嚴重にやつてもらいたいといふことを、この際國會を通じて申し上げたいと思ひます。

○小山委員長代理 官廳喜助君。この前大蔵委員会がわざわざ横濱の税関を調査に参りました際に、税関長の御意見に、港灣内の海上保安隊の取締りと、税関の取締りとダブつておる。何とか税関の港灣の——横濱港灣ならば港灣内の関税に関するところの取締りといふものを、あるいはその一切の取締りを税関にまかしてほしいのだ、こういうやうな御要求がありまして、私も船で港灣の中をずつとまわりましたが、なるほどと思つた点がありました。こういう問題について、この海上保安隊と、港灣内における税関の監視、またはその取締りについて、何か税関一本にまかすという方法がお

ありになりましたら、その点御返答願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 お話はごもつともだと承るのでございませうが、現在の法規の中におきましても、建前としては、海上保安官の権限を行使する場所と、税関官吏が権限を行使する場所とにつきまして、一応の規定はあるのであります。すなわち関税法の第百一条の三の規定であります。これは海上保安官の制度が設けられた際に、調整をはかつて設けたのであります。が、これによりまして、「海上保安官ハ税関官署ノ所在スル港ノ港灣内及税関官吏ノ配備サレタル海上又ハ沿岸水域ニ於テ税関官吏ノ要求アル場合又ハ税関官吏ノ在ラサル場合ハ本法違反事件ノ予防及取締ヲ行フコトヲ得」といふことになつておりました。大体開港内におきましては、原則として税関の官吏が密貿易の取締りを担当するといふ建前になつております。實際問題として、海上保安官の数が今後とも相当増加することと考へられますので、いろいろ運用上問題があるやうかと思ひますが、大蔵省としましては、職務権限につきましては、ある程度はつきりと限界を設けておきまして、それぞれその限界内におきまして、適正に職務を執行しまして、責任を果して行くといふやうな方向に行くべく、實際問題として努めたい、かやうに考へておる次第であります。

○宮腰委員 それからこの海上保安隊で——横濱税関でこの保安隊ができる前から持つておつた船舶、監視艇を全部保安隊に持つて行かれました、小さな小艇が二隻ばかりで監視しているやうですが、それでは非常に不十分であ

るから、海上保安隊に持つて行かれた船を返してもらえないか、こういう御意向がありました。

それからもう一つは、棧橋の真上に埠頭倉庫といふものがありまして、税関はあの大きな建物を接収されて、非常に狭隘なる小さな棧橋の中に入つておるやうですが、しかも棧橋の上に埠頭倉庫があるので、何らかの方法で埠頭倉庫を買収して、税関の施設に使えないか、民間会社が棧橋の真中に倉庫をつくつておくといふことは非常に不合理だ、こういう税関側の御意見があつたのですが、その点について大蔵省ではどういふ考へてありませうか。

○平田政府委員 まことに適切なことを御視察願ひまして、恐縮に存するののでございませうが、税関が再開いたしました際に、税関の施設につきましては、極力充実をはかるやうに努めたのでございませう。ただ遺憾ながら、税関が一時廃止になりました際に、税関は全資産をわけまして実は海運局に持つて行つた。ところが分離しましてできた際に、なか／＼話し合ひ等がうまく行きませんでした、施設等も不十分なところが多々あつたやうでございませう。一時は非常に古いものを調達いたしました、小汽艇等も動かしてしたのでございませうが、なか／＼用を足さないといふので、本年度におきましては、別途予算をさいていただきました。一隻ずつ新造するといふことをやつておられますが、これはとうてい一隻ではお話の通り足りませぬので、今後予算の許す限りにおきまして、さらにこういう施設の増加をはかつて参りたいといふやうに考へておる次第でございませう。そ

の際には十分御協力をお願いしたいと考へておるのでございます。

なお税関の構内におきまして、今お話のように私設の倉庫がありますことも、しかもそれが最近になつてできましたことも、私も聞いておりま

す。これも連絡不十分等のために、どうも必ずしも国家的に見ると、妥当な結果でなかつたのじやないかと私も考へておりますが、ただこれもできてしまつておりますので、税関とい

たしましては、別途に適當な予算措置を講じてもらひまして、税関の近くのほんとうに税関として職務を尽すに適當な場所に、必要な事務所等の増設につ

つぎまして、今後計画を立てて実行に移すように努力して参りたいと考へております。そういうわけでございまして、税関の施設につきましては、戦前は御承知の通り相當な施設を持つておりましたが、戦後におきましても、なお不十分な点が多々ございますので、今後鋭意努力いたしまして、十分な機能を達成し得るよう努めたい、かように考へておるわけであります。

も、あの棧橋の上にああいう倉庫があるということは、私ばかりでなく、行つた委員の一行がごとくあれは不合理である。また税関長初めおにも部長さんの御意見ですが、何とかあれを買収するかどうかして、他に越させてもらえないか、こういうような御意見

でありまして、棧橋であるから公用徴取もできるはずであります。そういう方法で何とか急速に解決をつけてほしいという税関官吏の御意見であります。

○平田政府委員 一応倉庫として設計して建設してありますので、これをそのまま利用するのも必ずしも妥当でないところもございまして、やはりあの近くの――御承知かと思ひますが、少し手前のあるところに若干の空地もございまして、必要な施設をつくるようにした方がむしろ妥当ではないかと、かような方向に向つて目下研究しております。

○官腰委員 局長さんはその点はつきりしないようですが、政府であれを買収して他にあの倉庫をこしらえてあげると、お伺いしておかないと、私も税関に報告できないのです。

○平田政府委員 實際問題としまして、今の段階におきまして、そのようなことをやりますのは、少ししどろもどろであるかと考へまして、別途な措置で同様な目的を達成するようにできるだけ努めたいと、本省としては考へておる次第であります。

す。ここにたしか密貿易に關しまする犯罪者の人数が書いてあるわけであり

ます。この前の説明によりますと、犯罪に及ぶ者は、これはもちろん想像ではありませんが、二割ないし三割くらいが検

査されて、あとの七割、八割というものは検査をのがれておる状況であるという御答弁があつたのですが、現在でもそういうような御觀察ですか。その辺をもう少しはつきり承りたいと思ひ

ます。

○平田政府委員 お尋ねの点はなかなかむづかしい問題でございまして、結局適當な推定なり聞き込みによるわけ

りまして、遺憾ながら日本人の方がふえておるようでございます。一九四九年つまり昨年の五月までは全体が千八百四十六人のうち、朝鮮人が五百七

二人、内地人が九百二十一名でございましたのが、本年の五月までの実績によりまして、朝鮮人が二百八十九人、日本人が千三百六十二人というふう

になつておりました。日本人におきましても相當密質に従事しておるものが多いのは、まことに遺憾に思つておる次第であります。

○三宅(則)委員 私の次にお伺いしたい点は、私設の保稅地域内におきまして、税関官吏が臨時に派出せられておる。かように聞いておるのでござ

います。その後、私設の保稅地域というものは相當な地域がありましようか。あの程度まで明細にわかりましたら、この際承ることが必要であると思ひます。かゝる点がございまして、

しか七千円でございますか、特許手数料をとりまして、特派いたしましたわけでございます。官吏と申しまして

も、身分はもちろん普通の官吏と同じでございますが、そういう意味合いにおきまして、少し違つた趣を持つておる制度でございまして、従ひましてこの特派官吏につきましては保稅地域等、相

當年間におきましても増減等がありません。関係上、定員外に置くとい

たのでございまして、ところが定員法を制定いたします際に、できませんればあれは定員内にした方がよいじやないかという考へ方をとりまして、定員内にしてみたわけでございますが、その後相當増減がありまして、こういうものの性質上定員外にいたしてお

まして、むしろ予算で縛つて行くというふうな方向の方が、妥当ではなからうかというふうな考へておるのでございまして、そういうふうな意味合いにお

上、このような改正案を提案すること  
にいたした次第でございます。  
○農村委員 ちよつと関連して……  
そういったしますと、特派官吏に対して  
毎月増減がある。従つて月ぎめで給料  
を払う、こういうふうなことになるの  
ですか。

〔小山委員長代理退席、委員長着席〕

○平田政府委員 今七千円と申しましたのは、特許を受けたものから固が収入として得るわけでありまして、官吏の身分は普通の官吏とかわりません。普通の官吏を派遣するにいたしまして、それだけの手数料は別途にとるといふわけでございますから、一応財源的に一種の手数料をとるわけでございますが、それだけの官吏をそこに特別に置くというような関係ではないのでございます。従いまして、必要な官吏を必要に応じて特派して行く。官吏が特派されるならば、月七千円あたりの特別手数料を徴収する、このような関係になるわけでございます。

○農村委員 どうも少しはつきりしないと思うのですが、四百八十名は常時固から給料を支払い、なお特派した場合に、特別にまた七千円ずつ払うような御答弁のようですが、そういうことになるのですか。

○平田政府委員 そういう意味ではございませんで、特許いたしましたことと、特派官吏を何人置くかということとをその際にかきめるわけでございます。一人当たり七千円の手数料というものをとりまして、これは国庫の雑収入として入つて来るようになります。必要に応じて、特派官吏を特派いたしましたし

て、その官吏はその七千円に關係なく、普通の税関官吏の身分におきまして、妥当な給料を支給いたしましたして、それが特派されて、そこで必要な仕事をするとすることになるわけでございます。

○農村委員 それではやはり四百八十名は常時この税関における政府職員でありますから、取立てて定員外にするという理由はどこにあるのですか。

○平田政府委員 先ほども申し上げましたように、保税地域の特許というものが、年間の途中におきまして相当かわることがあります。本年におきましても、先ほど申し上げましたように、七月一日からOSS等に対する課税を變更いたしましたために、新たに相當の保税地域を設定しなければならぬ、こういう事態を生じたわけでございます。それから保税地域を設定されております場所におきましても、業者の都合によりまして増減がある場合もございまして、そういう点から申しますと、やはり若干の縮小性がある定員の制度にしてもおろか、このように意味におきまして、定員外にいたしましたわけでございます。定員外にいたしましたわけでございます。定員外にいたしましたわけでございます。定員外にいたしましたわけでございます。

都合によりまして増減がある場合もございまして、そういう点から申しますと、やはり若干の縮小性がある定員の制度にしてもおろか、このように意味におきまして、定員外にいたしましたわけでございます。定員外にいたしましたわけでございます。定員外にいたしましたわけでございます。定員外にいたしましたわけでございます。

たとは退職金その他の待遇がかわるじやないかと思うのですが、その点はどうかと思つておられますか。  
○平田政府委員 先ほども申し上げましたように、身分その他は一般の官吏と全然違ひございませんので、退職その他の点はすべて同様でございます。保税地域の特殊性にかんがみまして、昔から一定の手数料をとる際に今申しましたように、一人当り月幾らという手数料を徴収しまして、国庫が別途に雑収入にあげております。それと身分、給料その他は直接の關係はございません。やはり税関官吏はそれ、必要に応じて、勤務することになるわけでございます。

○小山委員 今の関連ですが、臨時雇いなんですか、ちやんと試験を受けて、一定の身分を保障されているかどうかと思つておられますか、臨時雇いだという声があるからありますけれども、私にはそれではないと思つておられますか、そうすると仕事はなくなつたら、あつてはいる人間がおつて、要するに過剰人員が出て来る、こういうことになりませんか。

○平田政府委員 臨時雇いではございませんで、これは普通のちやんとした官吏でございます。従いまして、増減があつて、全体の税関の普通の定員内の職員と、それからこの職員とを通じまして、どうしても過剰になりますならば、それ、やはり整理をする必要が出て来るかと思つておられますが、その官吏自体は普通の官吏と一向差はございせん。

○川野委員 定員外の官吏ということになりますと、定員法によりまして、何か法的規定があるものと考へますが、どういふ規定でどういふ定員外の官吏があるのですか。その辺の御説明をお願いしたいと思います。

○平田政府委員 お手元に資料として新旧対照表をお配りいたしておる次第でございますが、この新旧対照表の二枚目の裏側にございまして、前項に定める大蔵省の職員の定員の外、私設の保税地域その他税関法規の適用上特殊の取扱をする場所に常時派出するため、税関に、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、必要な職員を置くことができる。この行政機関職員定員法を改正いたしましたので、それで実行をはかりたい。その改正案をこの閣議法規のうしろの附則の中に提案いたしておるような次第であります。

○川野委員 ただいまの点はわかりましたが、実はこの法案の中に、税関官吏は武器を持つことを得という規定がございまして、どういふ武器を持つのですか。その武器の種類をお尋ねしたい。

○平田政府委員 税関官吏は武器を持つことを得ることにいたしましたのでありますが、先ほどもちよつと政務次官から税関長に申しましたが、現在大型のピストルを予定いたしております。

○川野委員 実には先般大蔵委員の一行が横浜の税関を視察したわけでありまして、当時税関長のお話をいろいろ承つたのでありますが、近ごろの密貿易に使う船舶というものは、相当速力の早い、しかも武器を持つておるところの密輸船をもつて、どしどし密貿易が行

われておる、こういうふうなお話を承つたのであります。これが対抗策といつたしましては、優秀な船つなわち速力の早い船をひとつつくつてもらいたい、さらに武器も新鋭武器を備えてもらいたい、こういう御要望があつたのであります。私なども最も適當なる御要望であると考えておつたわけでありまして、そこでただいま御説明のピストルくらいでは、おそらく完全な取締りは不可能であると存じますので、さらに一歩を進めまして機銃程度のものは備へる必要があると考へるのでございませんで、将来に向つてこういうふうな新鋭武器を備へる御意思がないかどうか、この点を伺つておきたいと存じます。さらに速力の早い優秀な船を相当に大きな港灣に備へておかなければ、十二分の密輸取締りはできないと考へますので、この点についても御抱負を承つておきたいと思つておられます。

○平田政府委員 ごもつともなお尋ねかと思つておられますが、ただだも税関吏にあつては強度の武器を持たしめても、またどうかと思つておられます。現在のところはやはりさしあたりピストル程度で、職務を十分果して行くように鞭撻して行く。もちろん今後の状況次第ではあるいは考へなくちやならぬかもしれませんで、今のところはその程度に考へておるのでございませんで。なお汽船の点につきましては、まづたく御指摘の通りでございますので、本年度も予算を少しも減らしまして、各税関に一隻ずつ小型汽船をつくりまして、配置いたしております。しかし一隻ではとうてい不十分でございますので、今後さらに予算措置等を取りまして、適切な、速力の早い舟艇をできる限り整備して行くよ

うに努力したい、かように考えておるのでございます。

○川野委員 実私が御質問申し上げましたのは、武器の携帯の問題であります。これは税関官吏個人に持たせる、こういう意味ではないのであります。税関官吏に持たせるのはビストルでけつこうであります。ただいま申し上げましたような新銃の機関銃船舶をおつくりになる場合には機関銃あたりを備える必要を痛感いたします。その点において、新銃武器を備えられる必要はないか、この点を御質問申し上げておるのであります。

○平田政府委員 おそらく海上保安官につきましては、相当な装備が今回行われるのではないかとありますが、先ほど申し上げましたように、税関官吏が主として取締りに当りますのは、税関の構内でございまして、今のところどうしても急いでお話のようなことを考へる必要があるところまで、実は考へておらないのでございす。ただ状況の推移等に應じまして、必要のある都度適切な措置を講ずるようになつてほしい、このように考へます。

○三宅(剛)委員 先ほどの続きでありますから、もう二、三点だけ申し上げます。この関税法の一部を改正する法律案に対しまして、かつて前国会で外国為替及び外国為替管理法の施行に伴ひまして、財産並びに貨物の輸出に關しまして政令が改正せられたる関係上、関税法においての旅行者の携帯品その他についても検査することになつたのですが、今日では日本から外国に行く人もありますし、また向うから来る人もありますからして、外国人に

対しましても一様に検査と申すか、関税をかける必要があると思つておられますが、これに対して実際上の程度にしておりますか。その辺もわかりましたら承りたいと思ひます。

○平田政府委員 外国人の輸入する物品につきましては、一時課税の範圍が相当狭まつていたこともあつたのでございしますが、この七月一日から相當全面的に課税することに相なつたのでございす。ただ課税になりません。は、外国人が需要のために輸入するものに對しては、これはなお日本の関税率の制度が、まだあまりにも最近の事態に應じて合理化されておらない等の關係もございまして、課税しないことにいたしました。原則として、他の場合にございましては、原則として外国人が輸入する物品に對しまして、課税することにいたしました。もちろん連合軍人、軍属の場合におきましては、これは国際法上特例でございす。その他の場合にございましては、今申し上げましたようなことに相なつたのでございす。實際問題といたしましても、私どもはその趣旨に従ひまして、適切な措置をはかるように目下努力いたしております。

○三宅(剛)委員 もう一点、実は前国会の続きであります。この改正税法によりまして、ことに所得税法の改正によりまして、特に免除するということにつきましては、外国人の給料等につきましても言つたわけでありす。これに關係あると思ひますが、相當の人が外資導入と同様に入つて来ておりますが、この機会に關連いたしまして伺いたいと思ひます。そういうよう

な人がどのくらい入つて来ておられるか、ひとつ参考に承りたいと思ひます。

○平田政府委員 日本に在住いたしておられる外国人の數につきましては、たしか前回租税特別措置法を御審議いたします際に、資料をお手元に差上げたと存じます。私は數字をこまかく記憶いたしておりませんが、やはり米英人の方は相當な數字になつておつたかと思ひますが、正確なところは今もよつと資料を持ち合せておりませんので、申し上げかねます。

○三宅(剛)委員 それではあまり長く時間をとつてもいけませんから、この程度でやめますが、私は関税法の一部改正にあたりまして、今度は航空機については汽船と貨物船が多かつたのであります。航空機というものが相當重要な地域に入るものと思ひます。航空機に關しましては、ある程度空港に税関があるわけだと思ひますし、その他におきましても、今後はどしどしとそのような方面に發展する可能性があらうかと考へております。政府といたしましては、どういふふうに考へておりますか、この際承りたいと思ひます。

○平田政府委員 ただいまのお尋ねなことにその通りでございまして、現に空港が相當発達してございす。羽田の空港に私も二、三度行きました。相當やはり飛行機の出入が頻繁でございまして、税関官吏がやはりその中に入りまして、それら、公正に職務を執行いたしております。しかも飛行機で出入りする人は、最も良識の高い人が多い關係もございまして、私も特にその取扱ひ等につきましては、親切に、かつやるべきところはやる

というところで努めてもらいたいということを、申して来たような次第でございす。それには今後ふえて来ると思ひます。それにつきましても何しろ予算等の關係もございまして、施設が十分でないことを残念に思つております。もう少しできますれば予算等をとりまして、施設を十分にするように配慮して行きたいと思ひます。

○三宅(剛)委員 その空港でございすが、相當貴金屬と申すか、高価なものが入るもしくは輸出されるおそれがあると思ひます。輸出されるおそれにつきましては相當精銳なる官吏と申すか、新鋭なる税関官吏を配置されまして、合法的に脱税のないようにすることが、主税局長といたしましての任務であると思ひのであります。特に御留意あらんことを切望いたします。

○平田政府委員 まことにこのことも御注意をいたしまして、ありがたく拜聴する次第でございす。私どもとしましては、できる限り優秀な人間を置きまして、丁寧に、かつやるべきところはやるというところが十分できるやうに、努めて参りたいと思ひます。それにございまして、ことに夜間等に飛行機が着く場合がございすので、どうしても勤務する近くに宿舎等がないと、なか／＼完全な職務の執行ができません。そのような關係につきましても現在非常不十分でございすので、そのような予算を、できまますならば国会に提案しまして、御承認を得たいと思ひます。御承知を願ひます。

○三宅(剛)委員 今お尋ねのように、定員法に規定されました定員の數を少

せと存じます。

○奥村委員 この関税法一部改正の法律案に少し關係のない附則がついておるやうに思ひ。一番末尾に『附則第四項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。これはどういふことなすか、ひとつ御説明願ひます。

○石田政府委員 お答へ申し上げます。今の点は引揚護護序の定員のこと規定してある部分があるものであります。そのところに定員法二条二項という言葉が書いてあるわけでありすが、これをいじくりませんと、今度項を改めました關係から申しまして、項が違つて参ります。形式的な変更をいたしたわけでありす。

○奥村委員 なるほど、つまり今度の税関の定員外の規定を入れたから改めたということですね。よくわかりました。

そこでもう一つ重ねてお尋ねいたしますが、先ほどの局長の御答へによりますと、どうも大蔵省管轄内の定員の數をなるべく少く表面に出しておきたいというふうな気分、この規定をなすつたやうに感じられてはかたがたい。と申すのは、特派官吏四百八十名を一應定員外とするが、それじゃその四百八十名は常時人員がかかるのかというところでもない。一年のうち何回も人員がかかるわけはない。人員がかかるならば、これは月ぎめで支払うべきである。そうでなしに税関内にはおられるわけでありすが、どうもほんとうに定員外にする意味のみ込めぬので、もう一度重ねてお尋ねいたします。

○平田政府委員 今お尋ねのように、定員法に規定されました定員の數を少

くするといふつもりでは全然ないのでございます。むしろ今お話のように年の中途におきまして、国家官吏を増減する必要がある場合が出て来る、そういう場合におきましては、それ〴〵定員法に定めるところによらないで、増減できるようにしたい、こういうわけです。それならばその人間が臨時雇いでもないのではないかと、これはやはりちやんとした官吏にしておかないと、職務が勤まりませんので、あくまでも普通の官吏としておるわけです。従いまして、真に増減がありまして、運用上さしつかえができた場合におきましては、やはり雇いから官吏に引上げたり、あるいは必要な官吏の整備をしたりするようなことも出て来るのでありまして、これは事例の性質上いたし方ない。むしろそういう方が、こういう制度のしきたりに即するのではないか、こういうふうにごうに考えておられます。

○農村委員　しよつちゆう増減があるというわけですから、一年を通じて俸給を支払うということにはならぬということになるはずですが、その点はどうですか。

○平田政府委員　しよつちゆう増減というお話でございますが、やはりある地域が保稅地域として用をなさないからやめるといふ場合もござります。それからまたある地域を新たに保稅地域として指定する場合もござります。従いまして若干ふえたり減つたりするわけでございますが、傾向としましては、やはり減るよりも徐々にならぬというものが、實際問題としては多いようでございます。そのような意味に

おきまして、先ほどりくつを申し上げましたが、年度の途中におきまして、減らさなければならぬという事態はどつちかという少い。理論上は両方あります。……そうして必要によりまして増設しました際に、必要な官吏を雇員等から登用いたしました官吏にします。これはもちろん税関官吏全体として動かすわけでございますが、規定としてはこのようになると思ひます。

○夏堀委員長　本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時十四分散会

〔参照〕  
証券取引法の一部を改正する法律案  
〔内閣提出〕に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年八月七日印刷

昭和二十五年八月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 行